

平成29年7月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件

(原審 奈良地方裁判所平成28年(ワ)第3号)

口頭弁論終結日 平成29年4月27日

判 決

奈良県生駒市壱分町1448-11

控 訴 人	宮 内 正 巖
同訴訟代理人弁護士	佐 藤 真 理
同	辰 巳 創 史
同	安 藤 昌 司
同	星 雄 介
同	白 井 啓 太 郎
同	阪 口 徳 雄

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

被 控 訴 人	日 本 放 送 協 会
同 代 表 者 会 長	上 田 良 一
同訴訟代理人弁護士	平 山 浩 一 郎
同	大 澤 武 史
同	山 本 一 貴
同	梅 田 康 宏
同	秀 桜 子

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審を通じ被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の骨子

- (1) 本件は、控訴人との間で放送受信契約を締結した被控訴人が、控訴人に対し、下記2(3)のとおり受信料及び遅延損害金（以下、これらを合わせて「本件請求債権」という。）の支払を求めた事案である。これに対し、控訴人は、さまざまな主張ないし抗弁を提出して争った。
- (2) 原判決は、被控訴人の控訴人に対する本件請求をすべて認容したので、控訴人が本件控訴をした。
- (3) 原判決には、仮執行宣言が付されているが、控訴人は、下記2(4)のとおり、原判決により支払を命じられた額を、すべて支払った。

2 争いがない事実

- (1) 被控訴人は、放送法に基づいて設置された法人であり、同法64条1項、3項に基づき、総務大臣の認可を受けて、放送受信契約の内容を定めた日本放送協会放送受信規約を定めている。
- (2) 控訴人と被控訴人とは、平成21年3月15日に、地上波の放送受信契約（以下「本件受信契約」という。）を締結した。
- (3) 以下のとおり、本件受信契約に基づき、被控訴人の控訴人に対する受信料債権が発生するとともに、遅くとも平成27年12月1日から、完済の日が、奇数月に属するときはその月の前々月末日まで、偶数月に属するときはその月の前月末日まで、いずれも本件受信契約所定の2か月当たり2%の割合による遅延損害金債権が発生した。

対象期間	受信料合計
平成24年12月1日から平成26年3月31日 日まで（月額1275円，16か月分）	2万0400円

平成26年4月1日から平成27年9月30日

2万3580円

まで(月額1310円, 18か月分)

- (4) 原判決は、平成28年9月23日に言い渡されたが、控訴人は、同年10月4日に被控訴人に対し、4万8378円を支払った(以下「本件支払」という。)。これは、上記(3)の受信料合計4万3980円に、平成27年12月1日から平成28年9月30日までの遅延損害金4398円を加えたものであり、原判決で控訴人が支払を命じられたのと同じ金額であった。

3 争点に関する当事者の主張

本件の当審における争点は、本件支払が、有効な弁済と認められるかどうかである。そして、上記争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 被控訴人の主張

控訴人は、仮執行宣言が付された原判決に対して本件控訴を提起し、原判決の判断が誤っている旨主張する。したがって、本件では、最高裁判所昭和47年6月15日第一小法廷判決(民集26巻5号1000頁、以下「昭和47年判決」という。)にいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情」がないから、本件支払を本件請求債権に対する弁済と扱うことはできない。

(2) 控訴人の主張

控訴人は、当審においては、被控訴人の主張する請求原因事実をすべて認め、原審で提出した抗弁のうち、本件支払に基づく弁済以外の抗弁をすべて撤回した。控訴人は、弁済以外の抗弁を提出しないし、民事訴訟法260条2項所定の申立てもしない。また、控訴人は、本件において、本件請求債権が本件支払前に存在したことを争っていない。

したがって、本件においては、昭和47年判決にいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情」があるというべきであるから、本件支払は、弁済としての効力を有し、これによって、本件請求債権は、すべて消滅したというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴訟の経過等について

前記第2の1及び2，証拠（乙17ないし24），弁論の全趣旨並びに当裁判所に顕著な事実を総合すれば，本件では，次の事実が認められる。

(1) 原判決は，平成28年9月23日に仮執行宣言を付して，被控訴人の本件請求をすべて認容した。

(2) 控訴人は，平成28年10月7日に，原判決を不服として本件控訴を提起したが，これに先立つ同月4日に被控訴人に対し，前記第2の2(4)の金額である4万8378円を支払う旨の本件支払を行った。その後，控訴人は，同年11月28日に本件に関する控訴理由書を提出したが，この中では，控訴人が本件支払を行ったという弁済の抗弁のみを主張した。

(3) 控訴審の第1回口頭弁論期日は，平成29年2月14日と指定されたが，これに先立つ平成28年12月13日に進行協議期日が開かれた。

この場で，控訴人は，平成28年11月分までの放送受信料については，既に支払を済ませており，遅延損害金についても早々に支払う予定であること及び本件控訴は取り下げないが，被控訴人から訴えの取下げがあれば，同意する予定である旨述べた。

これに対し，被控訴人は，控訴人の上記対応を踏まえ，訴えの取下げを検討する旨述べた。

(4) その後，控訴人は，平成29年4月27日に開かれた控訴審第2回口頭弁論期日において，同月10日付け準備書面を陳述して被控訴人の請求原因事実をすべて認め，原審において提出した抗弁（同時履行の抗弁及び不安の抗弁など，請求権の存在を争う旨の法的主張を含む。以下同じ。）のうち，弁済以外の抗弁をすべて撤回し，弁済以外の抗弁の提出を行わないことを明らかにした。また，控訴人は，民事訴訟法260条2項所定の申立てを行うことなく，同期日に控訴審の口頭弁論が終結された。

なお、被控訴人は、上記口頭弁論期日に先立つ平成29年4月20日に本件訴えを取り下げる旨の「訴え取下書」を提出したが、控訴人は、同期日において、控訴人が任意に本件支払を行ったのち、これまでに何度も訴えの取下げを勧告してきたのに、被控訴人が応じてこなかったというこれまでの経緯に照らし、上記訴えの取下げには同意しないと述べた。

- (5) 控訴人は、原審係属中（口頭弁論終結後）である平成28年7月21日に被控訴人を被告として、被控訴人がニュース報道番組において放送法4条を遵守して放送する義務があることの確認並びに慰謝料5万円及び弁護士費用5000円の合計5万5000円の支払を求める訴訟を奈良地方裁判所に提起した（同裁判所同年（ワ）第380号。以下「別件訴訟」という。）。

控訴人は、別件訴訟では、本件の原審において主張した上記(4)の抗弁と同趣旨の主張をしている。そして、別件訴訟は、現在も係属中である。

2 争点に対する判断

- (1) 上記1の認定事実によれば、控訴人は、本件支払をした後、平成29年4月27日に行われた控訴審第2回口頭弁論期日において、請求原因事実をすべて認め、本件訴訟の原審で提出していた抗弁のうち弁済以外の抗弁をすべて撤回し、弁済以外の抗弁の提出及び民事訴訟法260条2項所定の申立てを行わなかったことが認められる。
- (2) 被控訴人は、昭和47年判決に照らせば、本件支払は、本件請求債権に対する支払としての効力を有しない旨主張する。そして、昭和47年判決は、仮執行宣言付判決に対して上訴を提起したのちにされた弁済は、それが全くの任意弁済であると認められる特別の事情のない限り、仮執行宣言に基づき給付したものと解すべきである旨判示している。

しかしながら、上記1の認定をふまえた上記(1)の認定・判断によれば、控訴人は、本件において、本件請求債権が本件支払前に存在したことを、もはや争っていないものと認めることができる。そして、このことを前提とすれば、本件では、

昭和47年判決にいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情」があるといえるから、本件支払は、仮執行宣言による支払又はそれと同視されるものではなく、本件請求債権に対する弁済の効力を有するものと認めるのが相当である。したがって、被控訴人の上記主張は採用できない。

- (3) なお、上記1(5)によれば、控訴人は、被控訴人を被告として、本件訴訟とは別に、別件訴訟を提起し、これが現在も係属中であること及び同訴訟においては、原審におけるものと同趣旨の主張を行っていることが認められる。

しかしながら、控訴人は、その真意がいかなる所にあるかはともかくとして、本件においては、その訴訟物である本件請求債権が、本件支払前に存在したことを争わない。そして、本件全証拠によっても、控訴人が別件訴訟において被控訴人に対し、別途、不当利得返還請求権を主張するなどして、本件支払に係る金員そのもの又はこれと実質的に同一の金員の返還を求めていることを認めることはできない。

そうすると、控訴人が別件訴訟を提起したことは、上記(2)の結論を左右するに足るものではない。

- (4) また、上記1(4)によれば、控訴人は、被控訴人が本件訴えを取り下げたのに対し、これに同意しなかったことが認められる。しかしながら、上記1で認定した本件訴訟の経緯に照らせば、控訴人が被控訴人による上記訴えの取下げに同意しなかったことにつき、責められるべき点はなく、もとより、本件支払の効力を左右するに足る事情であるともいえない。

したがって、控訴人が訴えの取下げに同意しなかったこともまた、前記(2)の結論を左右するに足るものではない。

3 まとめ

このように、本件請求債権は、控訴審の口頭弁論終結時において、本件支払による弁済によって、すべて消滅したものとわざるを得ない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の本件請求は、すべて理由がないことに帰着するから、これらをいずれも棄却すべきであり、これと異なる原判決は相当でないこととなる。

よって、控訴人の本件控訴は理由があるから、原判決を取り消し、被控訴人の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 田 中 敦

裁判官 久 留 島 群 一

裁判官 日 野 直 子

これは正本である。

平成29年7月25日

大阪高等裁判所第2民事部

裁判所書記官

横田直樹

